

事後評価原案の公表について

都市整備課 (☎ 76 - 1157)

都市再生整備計画の事後評価原案を次のとおり公表します。この案について意見のある方は閲覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

とき 1月12日(火)～26日(火)午前8時30分～午後5時15分

※閉庁時は市ホームページのみの閲覧となります。

ところ 都市整備課 (東庁舎2階)

国民健康保険税・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料の 「納付済額のお知らせ」

国民健康保険税 収税課 (☎ 76 - 1117)

介護保険料 介護保険課 (☎ 76 - 1197)

後期高齢者医療保険料 保険医療課 (☎ 76 - 1128)

令和2年1月1日から12月31日までの1年間で納められた国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額をご確認いただくための、「納付済額のお知らせ」を1月18日(月)に送付します。

このお知らせには、年金からの天引による納付額(特別徴収分)は含まれません。特別徴収分については年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」にてご確認ください。

市からの お知らせ

20歳からみんなが加入 国民年金

名古屋北年金事務所 (☎ 052 - 912 - 1246)

市民窓口課 (☎ 76 - 1124)

国民年金は、老後や万一のときの生活保障として、基礎年金を支給する制度です。日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、職業等に関係なくみんなが国民年金(基礎年金)に加入しなければなりません。

20歳の誕生日以降に日本年金機構より年金手帳と納付書が送付されます。(厚生年金加入者を除く)保険料の納付が困難な50歳未満の方や学生の方には、納付猶予制度や学生納付特例制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 国民年金(基礎年金)3つのメリット

- 1、老後を支えます。(老齢基礎年金)
- 2、病気やけがで障害の状態になったときに支えます。(障害基礎年金)
- 3、加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。(遺族基礎年金)

おむつ代に係る費用の医療費控除を受けるには

■ おむつ代に係る費用の医療費控除

おむつ代が税法上の医療費控除の対象になることがあります。

対象者 傷病によりおおむね6カ月以上にわたり寝たきり状態で、治療上のおむつの使用が必要であると医師に認められた方

申請方法

▶ 初めておむつ代の医療費控除を受ける方

確定申告を行う際に、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「紙おむつ代金の領収書」が必要となります。「おむつ使用証明書」の用紙は市ホームページでダウンロードすることができますのでご利用ください。介護保険課でも配布しています。

▶ 2年目以降の方

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、おむつを使用した当該年または前年(現に受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が作成されていない場合に限る)に作成された要介護認定申請時の主治医意見書で所定の要件を満た

介護保険課 (☎ 76 - 1198)

している場合は、「おむつ使用証明書」に代えて市の交付する「おむつ使用確認書」を添付して医療費控除を受けることができます。

※「おむつ使用確認書」が必要な方は、介護保険課へ申請してください。後日郵送します(即日交付はできません)。

※2年目以降の場合でも主治医意見書で所定の要件を満たしていない場合は、介護保険課にて「おむつ使用確認書」は交付できませんので、医師から「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。

■ 確定申告について

国税庁ホームページにてご案内しています。
小牧税務署 (☎ 72 - 2111)

※電話相談センターを開設していますので、自動音声の案内に詳しい操作をしてください。

■ 市民税の申告について 市民税課 (☎ 76 - 1182)

■ 証明書、確認書について 介護保険課 (☎ 76 - 1198)

税に関する情報は、
国税庁ホームページへ→



市税等の納期限 のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117)

- 普通徴収市県民税 (第4期)
- 国民健康保険税 (第8期)
- 普通徴収介護保険料 (第7期)
- 普通徴収後期高齢者医療保険料 (第6期)

納期限 2月1日(月)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

「口座振替」を利用すると、指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日に自動的に引き落として納付していただけます。

※口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認ください。

スマートフォンアプリ「PayB」でも市税等の納付ができます。

くわしくは PayB ホームページ (<https://payb.jp/>) からご確認ください。

■ 休日の納付窓口および納付相談

とき 1月10日(日)、24日(日)

午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎2階

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご利用ください。

■ 休日の納付窓口

とき 毎週日曜日 (年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎1階

就学援助制度

学校教育課 (☎ 76 - 1165)

市では、小・中学校での学習に必要な費用の支払が困難なご家庭を対象に、給食費および学用品費等、費用の一部を支給する「就学援助費」という制度を設けています。

■ 申請できる方

小牧市立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者であれば、原則どなたでも申請(審査)可能です。

ただし、受給資格の付与には、所得額やご家庭の状況を確認する審査があり、**申請いただいた方全員に支給できる制度ではありません。**

■ 審査方法・基準

原則として同居の家族全員の所得の合計額と、市教育委員会の定める基準額を比較したうえで、家庭の状況を総合的に判断して「受給資格認定」または「申請却下」を決定します。

※基準額は、生活保護の制度を基に市教育委員会が定めたもので、年度・世帯構成・年齢・就学状況・住宅状況等によって異なります。

※原則所得の確認は、世帯分離していても同居の者全員が対象です。

■ 新規申請受付

受給資格認定を受けたい年度の2月末日までに申請書(学校教育課に用意)に必要な事項を記入し、所得を証明する書類等を添付し直接学校教育課。

※添付書類はご家庭によって異なりますので、市ホームページを確認いただくか、お問い合わせください。

※「受給資格認定」となった場合は、申請書提出日が認定日(受給資格発生日)となり、受給額が決まります。

※新年度(令和3年4月1日から受給資格発生)分の申し込みは、令和3年3月末日までに申請してください。

■ その他

○受給認定となっても、毎年度申請(資格の更新)が必要な制度です。

○支給は、各学期末(7月下旬、12月下旬、3月下旬)に市教育委員会より、振り込みにて行います。そのため、受給認定を受けても、学校への毎月の定例集金はお支払いいただけます。

○学校の定例集金が滞っている場合は、個人口座に振り込みをせず、学校へ直接振り込みます。

愛知県の特定最低賃金が 改定されました

名古屋北労働基準監督署 (☎ 052 - 961 - 8653)

令和2年12月16日より、愛知県内の特定の産業に適用される4業種の「特定最低賃金」が、以下のとおり改定されました。愛知県内の特定の産業で働く方に適用されます。

| 特定最低賃金名 | 最低賃金額 (1時間) |
|------------|-------------|
| 鉄鋼業 | 976円 |
| はん用機械器具製造業 | 948円 |
| 輸送用機械器具製造業 | 957円 |
| 自動車(新車)小売業 | 943円 |



確定申告、市・県民税 申告会場のお知らせ

- ▶ **申告会場** 市公民館（市民会館 南隣）
- ▶ **所在** 小牧 2-107 番地
- ▶ **開設期間** 2月16日(火)～3月15日(月)
 - ※開設期間中は、税務署では確定申告書の作成指導は行っていません。
 - ※土曜日、日曜日および祝日は申告会場を開設しておりませんが、2月21日(日)および2月28日(日)に限り開設します。
 - ※所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税の期限は3月15日(月)、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税の期限は、3月31日(火)です。
 - ※入場時の検温で37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします。体調のすぐれない方は来場を控えてください。
 - ※できる限り少人数でご来場ください。
- ▶ **開設時間** 午前9時～午後5時
 - ※混雑状況により、受付を早めに終了する場合あり
- ▶ **交通機関**

こまき巡回バス（2河内屋線、6岩崎線、H4間々原線）いずれも「市民会館前」下車

※12月1日からこまき巡回バス（こまくる）の路線が変更されましたので、ご注意ください。

■公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

- ・ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

小牧税務署 (☎ 72-2111)
市民税課 (☎ 76-1182)

- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で確定申告が必要ない場合も、市・県民税の申告が必要な場合があります。
- ※平成27年分以後は、外国政府等から支給を受ける公的年金等など、源泉徴収制度の対象とならない公的年金等の支給を受ける人は、この制度の適用はできません。

■医療費控除について

令和2年分から、医療費等は領収書の添付または提示ではなく、明細書の添付が必要となります。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

▶ 問合せ先 小牧税務署

- ※電話は自動音声の案内に従って操作してください。

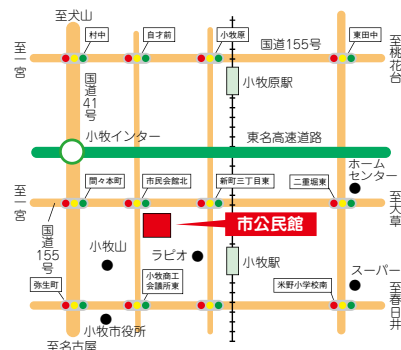
税に関する情報は、
国税庁ホームページへ▶



- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、自宅でe-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告することを推奨します。



◀ e-Tax についてはこちら



防災メモ

災害用伝言板「Web171」を使ってみよう！

災害時において、携帯電話等は輻そうによりつながりにくくなります。家族や友人等と連絡が取れるよう災害時にインターネットで録音・確認ができる「災害用伝言板 Web171」の使い方を覚えておきましょう。

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。毎月1日・15日、正月三が日、防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）に、体験利用ができます。

災害用伝言板 Web171



叙勲受章

おめでとうございます

高齢者叙勲に際し、本市で次の方がこの栄誉に浴されました。



瑞宝双光章

増田 久七さん

元公立小学校長であり、教育功勞による受章です。（小牧）

問合せ 秘書政策課 (☎ 76-1100)

